

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理時の事務費用	0円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 期間の定めない雇用契約の紹介の場合、 当該求人者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 25%（又は300,000円） 手数料負担者は求人者とします。
	成功報酬 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合、 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 25%（又は300,000円） 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談、助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 25%（又は300,000円） 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 : 23-ユ-302275

株式会社 明創

住 所 : 愛知県豊田市前山町3丁目2番地3

電話番号 : 0565-26-9212

返戻金制度について

○ 返戻金制度に関する事項

株式会社明創の紹介により就職したものが、入社後3ヶ月未満で本人都合による退職により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還いたします。

- 入社後1ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の80%
- 入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の50%
- 入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の20%

ただし、非常勤雇用で採用した場合や、上記期間を経ってから直接雇用に移り替えた場合には、この返戻金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。